

空港法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄） 1

空港法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）

（北海道の特例）

第八条 国は、北海道の区域内の国が設置し、及び管理する法第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港に関しては、法第六条第一項に規定する工事に要する費用についてはその百分の八十五を、法第八条第一項に規定する工事に要する費用についてはその百分の六十を負担する。2 国は、北海道の区域内の地方管理空港に関しては、法第八条第四項に規定する工事に要する費用の百分の六十以内を補助することができる。

附 則

（地方管理空港における工事費用の負担等の特例）

第四条 法附則第六条第一項の規定により地方公共団体が同項に規定する工事を施行する場合における第四条第六号の規定の適用については、同号中「若しくは第八条第一項」とあるのは、「第八条第一項若しくは附則第六条第一項」とし、「同条第四項」とあるのは「法第八条第四項」とする。

2 法附則第六条第一項の政令で定める照明施設は、気象状態が悪い場合で国土交通省令で定める高度以上の高度においては滑走路の位置を確認することができないときにおいても航空機が当該空港に着陸することを可能とするために国土交通省令で定めるところにより設置される航空灯火（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十一項に規定する航空灯火をいう。）とする。

3 法附則第六条第二項の政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。

- 一 一般公衆の利用に供する目的で当該空港と他の地点との間の路線における輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事及び当該工事と併せて施行されるべき着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次に掲げるもの
 - イ 積雪又は凍結の状態にある滑走路における航空機の発着の制約を緩和するために必要な工事
 - ロ 国際交流の促進を通じた地域経済の発展を図るための施策を実施するために必要な工事
- 二 一般公衆の利用に供する目的で前項の照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事であつて、霧による航空機の着陸の制約を緩和するために必要なもの

（国の無利子貸付け等）

第五条 法附則第七条第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行った場合における第四条第六号の規定の適用については、同号中「国の補助」とあるのは、「国の補助若しくは法附則第七条第二項の規定による国の貸付け」とする。

- 2 法附則第七条第五項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
- 3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六号）第一項の規定による貸付けの決定（以下この項において「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七条第一項から第四項までの規定による国の貸付金（以下この条において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 法附則第七条第十一項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

別表第三（第一条関係）

名称	位置
(略)	(略)
出雲空港	島根県簸川郡斐川町
(略)	(略)